申告はお早めに

所得税・消費税の確定申告 住民税申告

所得税・消費税の確定申告

【所得税】

確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得を計算して、それに対する所得税および復興特別所得税の額を算出し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を清算する手続きです。

確定申告期限間近になると窓口が混雑しますので、早めに申告をしてください。

■期間　2月16日㈭～3月15日㈬

■場所　滝川税務署、住民課町税グループ

申告に必要なもの

・源泉徴収票など、前年の収入が分かるもの
・控除を受けようとする場合に必要な証明書類
・印鑑
・通帳など、還付金がある場合に還付先の口座が分かるもの
・マイナンバーカード　など

申告が必要な方

・給与所得者で、給与の収入金額が2000万円を超える方
・給与所得者で、給与所得および退職所得以外の所得金額が20万円を超える方
・年金所得者で、公的年金などの収入金額が400万円を超え、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える方
・2か所以上から給与を受けている方で、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
・雑所得・一時所得などがある方で、その金額が20万円を超える方
・譲渡所得がある方
・土地や建物を売却した方
・株式や先物取引などをした方
・一定額以上の配当所得がある方
・不動産所得がある方
・事業所得がある方
・医療費控除や寄附金控除などの適用を受ける方
・住宅借入金等特別控除の適用を受ける方
・雑損控除の適用を受ける方
・配当控除の適用を受ける方
・外国税額控除の適用を受ける方
・国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用を受ける方
・国外転出をした者で、帰国をした場合に所得税の更正の請求をする方
・災害減免法により所得税の減免を受ける方
・非居住者で、国内に源泉徴収の対象とならない不動産所得、事業所得、譲渡所得があった方

今回からの変更点

行政手続の効率性と透明性を高め、国民にとって利便性が高く、公平で公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー（個人番号）制度が導入されました。

平成28年分以降の確定申告書には、マイナンバーの記載が必要となります。

また、申告の際、本人確認のためのいずれかの原本提示または写しの提出が必要となります。

・マイナンバーカード
・マイナンバー通知カードと、身元確認できる書類（運転免許証など）

必要書類の準備はお早めに

源泉徴収票や控除が分かる書類など、申告書作成に必要な書類は、申告書作成時に全て手元になければなりません。また、申告書に添付することを求められるものもあります。

期限内の提出に間に合うよう、準備をしてください。

確定申告による納税

確定申告による所得税および復興所得税の納期限は3月15日㈬です。

申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知などによる納税のお知らせはありませんので、自主的に納付してください。

納付書は、税務署、役場住民課で配付しています。

振替納税

振替納税を利用する場合は「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を3月15日㈬までに提出してください。

依頼書の配布、受け付けは滝川税務署と住民課町税グループで行っています。

■振替日　4月20日㈭

公的年金を受給されている方へ

公的年金などの収入の合計額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、確定申告をする必要はありません。（源泉徴収された税額の還付を受ける場合などは、確定申告書を提出することができます）

※確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要となる場合があります。詳しくは7ページをご覧ください。

【インターネットで申告書作成】

税務署に提出する書類を自宅やオフィスで作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面案内に従って金額などを入力することにより、税額などが正しく計算され、確定申告書や青色申告決算書などを作成することができますので、ぜひご利用ください。

e－Taxなら、自宅やオフィスから申告、納税ができます

電子申告（e－Tax）を利用すると、確定申告書等作成コーナーで作成した申告書を、インターネットを通じて提出することができます。

電子納税を利用

インターネットを利用して納付することができます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

【消費税】

税率

平成28年分の消費税および地方消費税（個人事業者）の確定申告書は、税率（8％）が適用された帳簿などにより作成する必要があります。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

申告と納付

平成28年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告と納税の期限は3月31日㈮です。

■問合せ
・滝川税務署　☎22・2191
・住民課町税グループ　☎76・2130

住民税（町道民税）申告

確定申告（所得税および復興特別所得税）とは別に、住民税（町道民税）申告があり、確定申告が不要でも、町道民税申告が必要な場合があります。

町道民税申告について不明な点があれば相談に応じますので、3月15日㈬までに、住民課町税グループにお越しください。

対象となる方

○申告が必要な方
○該当する方
・平成29年1月1日時点で本町に住のある方
・前年中に所得がなく、次の要件に当する方
・所得証明書や課税証明書などの交付が必要な方
・国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入されている方
・同一世帯内に、後期高齢者医療保険の加入者がいる方
・児童扶養手当の認定を受ける方
・保育料の決定を受ける方
・65歳以上の方で、介護保険料において町道民税非課税世帯の減免を受ける方
・国民年金保険料の免除などの申請をされる方
・新たに住民税の各種控除（社会保料控除、扶養控除、寡婦または寡控除、障害者控除など）を受ける、または適用を受けた各種控除を変更る方
○公的年金などの収入の合計額が万円以下で、かつ、公的年金など係る雑所得以外の所得金額が20万以下の方で、各種控除が反映されていない方
○険
○夫
○す
○400
に
円
て

申告に必要なもの

・源泉徴収票など、前年の収入が分かるもの
・控除を受けようとする場合に必要な証明書類
・印鑑
・通帳など、還付金がある場合に還付先の口座が分かるもの
・マイナンバーカード　など

住民税申告でもマイナンバー

平成29年度以降の住民税申告書には、マイナンバーの記載が必要となります。

また、申告の際、本人確認のため次のいずれかの原本提示または写し提出が必要となります。

・マイナンバーカード
・マイナンバー通知カードと、身元確認できる書類（運転免許証など）

申告が不要な方

・所得税の確定申告をする方
・所得の種類が給与所得または公的年金所得のみの方で、適用を受けた各種控除に変更のない方

■問合せ：住民課町税グループ　☎76-2130